

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和7年9月24日（水）

午後4時12分 開会

午後4時35分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	宮 城 克
委員	上 里 広 幸
委員	岸 本 一 徳
委員	宮 城 優
委員	知 念 秀 明

副委員長	我如古 盛 英
委員	石 川 慶
委員	平安座 武志
委員	—
委員	山 城 康 弘

議 長	呉 屋 等
-----	-------

○ 欠席委員（1名）

委 員	宮 城 政 司
-----	---------

○ 委員外議員（0名）

○ 説 明 員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局 長	仲 村 厚 子
議事担当主幹	平 田 駒 子

次長兼総務課長	當 山 全 盛
議事担当係長	伊 佐 直 樹

○ 協 議 案 件

1. 傍聴規則の改正について
2. その他

議会運営委員会（要旨）

令和 7 年 9 月 24 日（水）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 4 時 12 分）

【協議事項】

1. 傍聴規則の改正について

○宮城克 委員長 本件について、議会改革に関する調査特別委員会から、報告及び承認の依頼がある。知念秀明委員より説明をお願いします。

○知念秀明委員 去る 9 月 22 日に開催した議会改革に関する調査特別委員会にて、「傍聴規則の改正案」を決定したので、報告するとともに、議会運営委員会の承認をいただきたい。

改正の理由は、平成 3 年より、35 年間改正していなかった傍聴規則を、全国市議長会の標準傍聴規則が改正されたタイミングで、見直すものある。

主な改正内容は 3 点ある。1 点目は個人情報保護の観点に基づき、傍聴受付時の記入方法を改善すること。これまでは一連の受付用紙に連名で記入する方式であったため、他の傍聴人から名前や住所が見えてしまう状況だったが、個別の受付用紙に変更するなどして、プライバシーに配慮した方式とする。2 点目は、傍聴席における帽子や首巻（マフラー等）の着用制限についてで、これまで帽子や首巻の着用は一律に禁止されていたが、医療上の理由や防寒対策等の必要性を考慮し、この画一的な制限を削除・緩和することとした。3 点目は、携帯電話等の取り扱いについてで、傍聴席におけるマナーモード設定の徹底や、操作音・録音機能等の制限を規則に明記し、適正な議会運営と静穏の保持を図ることとしている。詳細は、各会派持ち帰り検討され、各委員も承知のため割愛する。

○宮城克 委員長 本件は、すでに各会派内でも、議会改革の委員から持ち帰り協議した件である。よって、議会運営委員会でもそのとおり承認することよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認める。よって、本件は提案のとおり承認し、最終日にて手続きを進めることに決定した。

【協議結果】

本件については、承認することに決定する。

【協議事項】

2. その他

○宮城克 委員長 本会議場での手話を交えた発言の取扱いについて、事務局より説明させたい。

○議会事務局長 明日の一般質問において、棚原明議員から登壇時に挨拶程度手話を交えた一般質問を行いたい旨の申し出があり、また答弁を行う福祉推進部長よりも手話による答弁を行いたい旨の申し出があったため、前例もないことから取扱いの協議をお願いしたい。

○山城康弘委員 その手話というのは、言葉も発しながら、声も出しながら行うのか。

○議会事務局長 そのとおりである。

○石川慶委員 棚原議員から事務局に手話の了承を頂きたい旨の申し出があったのか。

○議会事務局長 議員からの直接申し出はないが、担当部との聞き取りの段階でそのような話があったため、委員長と相談のうえ、本委員会に諮っている。

○石川慶委員 同じ会派であり、事前に本件について話を聞いているが、声を出しながら手話を行うので、会議録上も支障なく、何も問題ないのではないかな。

○宮城克 委員長 前例もないことから議長にも確認し、お諮りしている。会議録作成にも支障はない。今回は正式に申請はないが、あくまで通常のジェスチャーの範疇として扱い自然に容認するといったしたいが、よろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 その他について特になければ閉会としたい。

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 4 時 35 分）